

豚熱「選択的殺処分」移行の指針案答申

～家伝法改正に伴い5～6月にもスタートか～

豚熱発生時に現在、農場の全頭殺処分を規定している豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(以下「豚熱防疫指針」)の一部変更案が4月14日、農水省の家畜衛生部会で了承され、鈴木憲和農相に答申された。現特別国会に提出されている家伝法改正案の成立を待って、早ければ5～6月にも豚熱の「選択的殺処分」の枠組みがスタートする見通しとなった。

この日の家畜衛生部会は、3月27日の諮問を受け⇒詳細を牛豚等疾病小委員会に付託⇒31日に開催された同小委の議論⇒並行してパブリックコメントの募集と都道府県への意見照会を実施し⇒その回答を待って開催された。限定的殺処分については、日本養豚協会(JPPA)の衛生部会が農水省動物衛生課と意見交換を重ねるなかで昨年、JPPAの要望を受けて農水省が豚熱清浄化ロードマップを策定したことが起点となった。そのなかで、25年に及ぶ清浄化の道筋の初期に全頭殺処分の見直しを行う方向が示され、実現に向けた検討が進められていた。限定的殺処分の枠組みは既報(本紙1120号)のとおりだが、この日の部会の議論、資料から、より細部が明らかになった。

まず、県が国との協議のうえで決定するとしている「殺処分の範囲」については、①ワクチン免疫が成立していない豚(未接種豚・接種後20日未満・発育不良)、②症状が認められ、PCR陽性になった豚、③その他家畜防疫員が必要と判断した豚、とされているが、この日の審議において動物衛生課は、①の『接種後20日未満』について、「ワクチ

ン免疫を十分賦与できていない豚」、同じく『発育不良』については、「感染の症状としてではなく、免疫が幼弱でワクチン免疫が賦与される可能性が低い豚」、などと説明した。

また、③に関しては具体例として、「接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない」場合⇒全頭殺処分対象、「感染が限局していない(農場内にウイルスが広範囲に浸潤している)場合⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象、と記載している。このうち前者については、「様々な経営体や飼養形態を考えたとき、豚房単位あるいは豚舎単位で考えるべきケースも想定される。ワクチン接種が遅すぎるというケースも出てくる」などとして、『家畜防疫員の判断』については、「国も関与する」方針が示された。

殺処分範囲の決定に際しては、患畜確認後、都道府県が速やかに「拡散状況確認検査」を行うとされている。限定的殺処分の可否、限定の範囲を判断するためのもので、①飼養豚全頭の臨床検査により豚熱を疑う症状の有無を確認、②原則として①により症状が確認されたすべての豚に、血液検査(白血球数測定)、PCRおよび抗体検査(エライザ法)、を実施する。これで陰性となった豚は疑似患畜から除外する(殺処分対象から除外される)。

限定的殺処分が行われた農場は、約90日間の「監視プログラム」に入る。移動制限下で毎日の報告(異常が報告されればPCR検査)を義務づける。監視下、防疫措置(消毒3回等)の完了から28日を無事に経過すれば移動制限は解除となるが、発生から約3週後、消毒などまん延防止措置が適切に実施されていれば、と畜場への出荷、子豚の肥育農場への移動は例外的に認められる。

◆『豚熱防疫指針』その他変更ポイント

以下には、今回の豚熱防疫指針の一部変更の、その他の主な点について、変更条文を抜粋・要約するとともに、修正のポイントを解説する(「▼」以下の部分)。なお、4月14日の家畜衛生部会において農水省は、「選択的殺処分」について、様々なケースを想定したQ&A集を作成・公表して、現場での浸透を図る考えを示している。

■豚等の所有者の取組

○飼養している豚等につき、豚等の伝染性疾患の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾患のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、豚等の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、豚等の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。

▼この家畜所有者の「第一義的責任」は、家伝法に規定されているものと同じ内容を、今回、新たに防疫指針にも盛り込んだ。

■ワクチン接種方法

○ワクチンの接種は、**原則として**承認された用法・用量及びその参考事項に従って行うこととするが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

▼このなかで2回、「原則として」という言葉が出てくるが、下線を引いた前者は、今回の一部変更でつけ加えられたもので、後者は現行の指針にあるのがそのまま維持されている。薬機法に基づくコンプライアンス(法令順守)対象は「用法・用量」であり、豚熱ワクチンについては、「1mLを豚の皮下又は筋肉内に接種する」が該当する。接種日齢については、「参考事項」として「子豚では母豚からの移行抗体を考慮して1~2ヶ月齢時に初回接種する」と記載されているに過ぎない。農水省もこれまで、遵守義務は「参考事項」に及ばないと説明していたが、「指針」という法令の下位に位置する行政指導文書を、法令と同格に位置づけている。この内容自体は現行指針を踏襲しているのだが、今回の

変更ではそれらについて、「原則として」を加えて、解釈の余地をもたせた形になっている。

ワクチン開始後の豚熱発生のおほとんどが離乳時期に集中していること、今回の指針において、「接種後20日未満」の豚は免疫賦与が不十分である可能性を考慮して殺処分対象としたことを考えると、参考事項にある「1~2ヶ月齢」での接種では間に合わない。「原則として」という文言をあえて加えた役所の文法は、それ以下の内容を言葉のニュアンス以上に積極的に否定していると読み取らなければならない。現に、「初回接種時(編集部注:ここでの初回接種は県ごとの一斉接種)には、原則として哺乳豚を除き」としているが、この“原則”は、既存の指針ができたあと早い段階で否定され、哺乳豚を含む全頭への一斉接種が推奨されている。ところが今回の変更ではなお、この「原則として」は削除されずに残されている。さらに、通常の子豚接種についても最近では、離乳前、即ち哺乳中に踏み込む接種時期の前倒しをむしろ推奨しているだけに、読み誤っては危険な箇所なのだ。

■ワクチンの緊急接種

○都道府県は、特別な事情がない限り、患畜と判定された日から遡って10日目の日以降に患畜等と同一の畜舎で飼養されていた豚等(繁殖豚を除く)に対して、速やかに、家畜防疫員による緊急的なワクチンの追加接種を実施する。

▼緊急ワクチンの必要性については議論があり、農場全体として80%の免疫賦与が達成されているなかでは必要ないとする意見も牛豚小委では出ていたとされる。様々な状況を想定して、あえて新設した項目と思われる。

■監視プログラム適用中の豚等の導入

○監視プログラムを適用した農場は、防疫措置の完了後、繁殖豚等の免疫が十分に付与されていると考えられる豚等を導入することができる。導入した豚等については、監視プログラムに基づき、報告徴求の対象とすること。

▼限定的殺処分を受けた農場から他農場やと畜場に豚を移動するには、監視プログラムの下で一

定要件を満たす必要があるが、逆に他農場から受け入れる場合は、ワクチン接種さえ行われていれば受入可能。ただし、導入後は監視の対象となる。

■殺処分を受けた豚の評価

○豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

○評価額の算出は、**原則として**、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

○豚等の所有者等は、と殺又は殺処分に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺又は殺処分の対象となる個体(多頭群飼育されている場合は、群ごとの代表的な個体)ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

○農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

▼既存の防疫指針において、殺処分した患畜・疑似患畜の評価については本編中に記載されておらず、「別紙 3 豚の評価額の算定方法」として添付されている。この別紙は、2010年に宮崎県で口蹄疫が発生し、殺処分の件数が膨大な数にのぼったときの経験を基に定められたもので、肥育豚の「評価額の基本的な算定方法」として、「素豚の導入価格+肥育経費(1日当たりの生産費×飼養日数)」とする算定式が示されている。今回の指針変更では、この方針を指針本編に新設する。

本来、殺処分家畜に対する手当金の支払いは、市場価値を基準に決定されるところが、口蹄疫発生時の混乱のなかで、肥育豚生産費調査の統計データを基により簡易に計算する形として考案され、農水省としてはこれを原則化したいと考えてきた。ただしここでも、生産費に基づく評価は、「原則として」とされている。平均化された国の統計に依らずとも自分の飼養している豚の市場価値を証

明するだけのデータを常にもっていることが重要である。

一方で、かつては患畜は評価額の3分の1、疑似患畜は同じく5分の4までしか補償されなかったが、この点は宮崎の口蹄疫を機に、いずれも全額が支払われるよう大きな改善がなされている。ただしその分、飼養衛生管理基準の遵守や早期通報を要件とするクロスコンプライアンスの導入が進められ、その決定に対する異議の申し立てなどから手当金の交付に長時間を要するケースが少くない。そうした状況を回避するために、JPPAが国に要請を行い、反映されたのが、この4番目にある「直ちに概算払を行う」という一文。

■登録飼養衛生管理者にかかる特例

(家伝法改正案 要約)

○飼養衛生管理者のうち、登録を受けた者は、当分の間、獣医師法第17条の規定にかかわらず、その衛生管理区域において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができる。

○飼養衛生管理者であって、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤について必要な知識および技能を習得させるために都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う課程を修了したものは、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。

▼登録を受けた飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種は、既に現行の豚熱防疫指針に規定が設けられて多くの県で導入が進んでいるが、本来は獣医師法に基づく業務独占が認められ、無資格者が業務として行うことは厳しく禁止されている。そこで、法令上の矛盾を埋めるためにあらためて家伝法に登録飼養衛生管理者による接種枠組を位置づけたのがこの条文。獣医療の人材不足の解消を目的に2019年に国家資格化された愛玩動物看護師にもワクチン投与は認められておらず、制度を長く維持するためには、適正な運用が極めて重要である。